

平成 27 年度

財政援助団体等監査の講評

(期日：平成 28 年 3 月 29 日)

うるま市監査委員



う 監 第 603 号
平成 28 年 3 月 25 日

うるま市長 島袋 俊夫 様

うるま市監査委員 久保田 正信



うるま市監査委員 安慶名 忠信



うるま市監査委員 仲本 辰雄



財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の対象とした団体

(1) 補助金交付団体

対象団体	担当課	実施日
うるま市文化協会	文化課	平成27年10月28日(水)
うるま市女性連合会	生涯学習振興課	平成27年10月29日(木)
うるま市体育協会	生涯スポーツ課	平成27年11月2日(月)
うるま市学力向上対策推進協議会	指導課	平成27年11月4日(水)
市指定研究校	指導課	平成27年11月4日(水)

第2 監査の期間

平成27年9月3日～平成27年12月11日

第3 監査の概要

監査の対象とする平成26年度の補助事業に係る出納その他の事務が、適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、担当課及び対象団体ごとに次の点に着眼し監査を実施した。

第4 監査の着眼点

(1) 担当課

- ① 補助の目的、交付基準は規則、要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助金の交付手続は適正か。又、交付時期は適切か。
- ③ 補助金の効果を確認するため、実績報告書の審査等が行われているか。
- ④ 補助団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 財政援助団体

- ① 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ② 補助金に係る収支について、会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納関係帳簿の整理は適切か。又、領収書等の証拠書類の整備、保管は適切か。
- ④ 補助金の実績報告等は適切に行われているか。

第5 監査の結果

補助金については、出納その他の事務がおおむね適正に処理されていると認められるが、一部において改善又は検討を要する事項等が見受けられた。以下、補助金交付団体ごとに内容を報告する。なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

また、監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨監査委員に通知するものとされており、適切な事務処理に努められたい。

○ うるま市文化協会

補助金額	2,960,000 円 (補助率45.5%) 注1
補助金の交付根拠	うるま市社会教育団体補助金交付要綱
団体の概要 文化の創造と振興に努め、郷土の文化向上に寄与することを目的として平成17年4月に設立、市総合文化祭や子ども文化祭、沖展選抜展等を行うほか、美術と芸能の各専門部においても発表会等を行っている。平成27年3月末現在会員数1,168名(うち新入会員155名)	
役員及び組織 会長1名、副会長2名、専門部長2名、専門副部長2名、事務局長1名 監査委員2名、各部長28名、各部員	

注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(1) 団体の収支

(平成26年度)

(単位:円)

収入		項目	金額	支出		
	①	会費	1,245,500	①	事務費	3,192,530
	②	補助費	2,960,000	②	分担費	79,000
	③	事業収入	2,287,000	③	会議費	190,221
	④	寄附金	0	④	事業費	2,300,194
	⑤	雑収入	358		・文化祭	985,963
	⑥	繰越金	613,236		・その他事業	499,263
					・印刷製本費	814,968
				⑤	渉外費	199,661
				⑥	備品費	2,551
				⑦	雑費	0
				⑧	繰出金	534,439
				⑨	予備費	0
		合計	7,106,094		合計	6,498,596
					収支残高	607,498

(2) 是正すべき事項等

① 補助金交付要綱の整備改善を求めるもの

補助金交付の根拠とされる社会教育団体補助金交付要綱は内容整備が不十分である。(例えば補助金の申請書の提出期限について、補助金交付規則では別に市長が定めることとされるが要綱では定められていない等)補助金の源泉は税金であり、交付事務は要綱に基づき行われることから、疑義の無いよう要綱を整備し、閲覧できるよう例規集に掲載しなければならない。

② 支払根拠の整備改善を求めるもの

歌碑めぐりにかかる講師料や子ども文化祭における団体の賛助出演手当等について、謝礼金の支給基準等を明確に定めておくことが望ましい。

○ うるま市女性連合会

補助金額	1,817,000 円 (補助率88.8%) 注1
補助金の交付根拠	うるま市社会教育関係団体補助金交付要綱
団体の概要	
<p>青少年の健全育成、家庭生活並びに社会生活、高齢化への対応、地域社会の福祉増進等の実現に努めて、住みよい豊かなまちづくりに寄与することを目的として平成17年4月に設立し、視察研修や婦人の主張大会、また、様々な市のイベントに参加している。平成27年3月末現在会員数206名</p>	
役員及び組織	
<p>会長1名、副会長2名、監事3名、事務局1名、理事 若干名、代議員 若干名</p>	

注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(1)団体の収支

(平成26年度)

(単位:円)

収入		項目	金額	支出		
	①	会費	123,600	①	事務費	680,857
	②	補助金	1,817,000	②	会議費	35,862
	③	活動収入	177,080	③	活動費	728,592
	④	雑収入	162		・総務活動費	126,757
	⑤	寄附金	114,400		・文化活動費	67,146
	⑥	繰入金	0		・体育レク活動費	165,691
	⑦	繰越金	171,073		・生活活動費	32,542
					・広報活動費	117,099
					・研修活動費	219,357
				④	旅費	431,000
				⑤	備品費	0
				⑥	負担金	66,500
				⑦	雑費	6,500
				⑧	繰出金	97,622
				⑨	予備費	0
		合計	2,403,315		合計	2,046,933
					収支残高	356,382

(2)是正すべき事項等

① 補助金交付要綱の整備改善を求めるもの

補助金交付の根拠とされる社会教育団体補助金交付要綱は内容整備が不十分である。(例えば補助金の申請書の提出期限について、補助金交付規則では別に市長が定めることとされるが要綱では定められていない等)補助金の源泉は税金であり、交付事務は要綱に基づき行われることから、疑義の無いよう要綱を整備し、閲覧できるよう例規集に掲載しなければならない。

② 支給根拠を明確にするよう改善を求めるもの

事務局へ月額手当のほかに交通費を支給しているが支給根拠が確認できなかった。規程等で支払基準等の支給根拠を明確にしておくことが望ましい。

③ 補助金交付団体に対して検討を求めるもの

会議費のほとんどが食糧費となっている。打ち合わせの緊急度合や時間帯によっては外食を兼ねることがやむを得ない場合もあることは理解できる。しかしながら、会議録等は作成されておらず緊急性や重要性の確認は行えなかった。役員手当が支給されていることから外食にかかる食糧費に対する補助金の使用は疑念を抱かれかねない。活動費のほとんどを補助金とする団体では明確な説明責任が発生することを念頭におき、会議においては会議録を作成し、緊急な会議となった状況や時間帯等についても適宜記録しておくこと。また、専属で使用できる事務所が設置されていることから会議には事務所を使用し、また食事時間をはずして会議を行う等、見直しを検討されたい。

④ 今後の団体運営に対して市に検討を求めるもの

女性連合会の会員数は平成 19 年度 1,400 名余であったが現在は 190 名余と激減しているこれは本市のみならず全国的な傾向であり、その背景に社会やライフスタイルの変化に伴う意識の変化があるものと思われる。事業報告では市イベントへの参加が多く、一部の役員に負担が集中しているのが現状である。沖縄では昔から年中行事のほとんどは女性により執り行われ、現在もその本質は変わっていない。女性連合会が市を代表する女性の団体として存在目的は大きい。

しかし、これだけ会員数の減少が著しいと、団体としての活動が厳しいだけでなく、会そのものの存続さえ危ういものとなっている。今後、何らかの工夫や見直しが必要なのは明白であり、団体立直しの抜本的な方法等について、連合会と協議することを検討されたい。

○ うるま市体育協会

補助金額	11,571,000 円 (補助率86.1%) 注1
補助金の交付根拠	うるま市補助金交付規則
団体の概要 本市スポーツの技術力向上とスポーツ精神の確立に努め、青少年の健全育成並びに市民の健康・体力の保持増進を図り心身ともに健康で明るく心豊かな人間を育成することで市勢の発展に寄与することを目的として平成17年4月に設立し、市体育大会や駅伝大会、県民体育大会への選手派遣等を行っている。平成27年3月末現在23の専門部を持つ。	
役員及び組織 会長1名、副会長3名、理事長1名、副理事長1名、顧問(若干名) 理事若干名、監事2名、評議員若干名、事務局長1名、副事務局長1名 書記会計1名、部長、副部長、各専門部員	

注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(1) 団体の収支

(平成26年度)

(単位:円)

収入		項目	金額	支出		項目	金額
収入	①	補助金	11,743,000	支出	①	評議員費	81,023
		・市補助金	11,571,000		②	理事会費	819,187
		・県交付金	172,000		③	事務局費	3,057,552
	②	繰越金	222,231		④	事業費	8,001,206
	③	事業収入	0			・総合体育大会費	1,253,227
	④	寄附金	440,208			・各種目大会費	0
	⑤	雑収入	298,168			・県民体育大会費	2,871,880
⑥	繰入金	1,179,000			・各協会主催参加費	676,099	
	合計	13,882,607		・講習会費	0		
					・視察研究費	0	
					・各支部活動費	3,200,000	
				⑤	スポーツ少年団費	550,000	
				⑥	分担金	927,120	
				⑦	積立金	0	
				⑧	予備費	0	
				合計	13,436,088		
				収支残高	446,519		

(2) 是正すべき事項等

① 補助金交付要綱の整備を求めるもの

補助金交付の根拠を市補助金交付規則とされているが、補助金交付規則は補助金交付事務の手続き等について記載しているもので、交付根拠とはならない。個別の補助金交付要綱を早急に整備し、閲覧できるよう例規集に掲載すべきである。また、市補助金の充当先の経費が明らかとなるように申請書、実績報告書の様式についても整備すべきである。

② 支出内容を明確にすべきもの

総合体育大会費の支出において支出額に対して領収書の添付もれが見受けられた。繰越金や繰入金を含め、ほぼ全額が補助金からの執行となることから、疑義のないよう精算報告は正確に行う必要がある。また、担当課は事業報告や決算書のみ提出させるのではなく、可能な限り伝票等の内容を確認し、適切に指導を行う必要がある。

③ 支出根拠の整備を求めるもの

燃料費の支給根拠が不明確なため、規則で支払基準を明確にしておくことが望ましい。

○ うるま市学力向上対策委員会

補助金額	7,600,000 円 (補助率100%) 注1
補助金の交付根拠	うるま市学校教育団体等補助金交付要綱
団体の概要	
<p>幼児児童生徒の知・徳・体の調和のとれた人間の育成をめざし、学校、家庭、地域が一体となって学力の向上を図ることを目的として平成17年4月に設立し、講演会やブロック活動、各学校教育活動費、家庭・地域活動費の助成等を行っている。</p>	
役員及び組織	
<p>会長1名、副会長2名、事務局長1名、監事2名、書記1名、庶務会計2名 幼稚園長、小中学校長、幼小中教頭、関係教諭、教育委員会関係職員 各学校PTA会長、市PTA連合会長、子ども会育成連絡協議会長 市自治会長会連絡協議会長、市青少年健全育成協議会会長</p>	

注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(1) 団体の収支

(平成26年度)

(単位:円)

収入		項目	金額	支出		項目	金額
	①	市補助金	7,600,000	①	事務局費	4,025,287	
	②	雑入	484	②	事業費	3,574,897	
	③	繰越金	62		・教育講演会費	121,462	
					・ブロック活動費	174,934	
					・市授業実践発表会	109,981	
					・学校教育活動費	2,478,805	
					・調査研究活動費	0	
					・家庭・地域活動費	643,355	
					・幼稚園教諭研修会	15,000	
					・英語スキットコンテスト	31,360	
		合計	7,600,546		合計	7,600,184	
					収支残高	362	

(2) 是正すべき事項等

① 補助金交付要綱の改善を求めるもの

前回の監査時(平成 25 年度)と同じ意見となるが、補助金交付要綱の第 10 条において実績報告の期限が「翌年度 3 月 25 日」という表現になっており適切でないため見直しを検討されたい。

② 会計処理について改善を求めるもの

予算執行時において、支出伝票が起票されていない。誰が確認し支出がなされたのか責任の所在が不明確である。予算執行の際には、支出伝票を起票し(システムである必要はない)、適切な決裁権者の決裁を受けて執行するよう改善を急がれたい。

市授業実践発表会における授業会場助成金として、各発表校に 5,000 円を交付しているが実績報告及び精算が行われていない。資料作成にかかる費用であるとされるが、説明責任の観点、本人保護の観点からも、支出内容の確認は行うべきである。

③ 現金預金の管理方法について改善を求めるもの

事務局において、通帳と印鑑を一担当者が実質的に管理している。現金の取り扱いに関しては、職員保護の観点からも出来る限り預金で管理し、通帳と印鑑は分けて 2 名以上で相互監視が働くような体制を徹底し、やむを得ず現金で管理する場合であっても、出金や残金の確認は複数人で行う等、その取り扱いに十分留意されたい。また、学校側で管理する場合においても同様である。

④ 事業目的の明確化を図るよう指導を求めるもの

前回の監査時(平成 25 年度)から改善が図られているが、いまだに鉄琴の購入や学校評議員への茶菓子代、絵画コンクール作品の郵送費など、学校管理費で支出すべき経費が見受けられる。学校管理費の不足を補うような使い方は事業目的に対する意識が低くなりかねない。本事業と学校管理費との区分を学校側と共通認識の上で明確にし、担当課は実績報告の内容を精査・検証をしっかりと行い適切な指導を行う必要がある。

⑤ 事業効果の検証を求めるもの

学力向上対策では、毎年度多額の補助金を交付している。事業補助である以上は何らかの形で事業効果を検証する必要がある。特に学校活動費や家庭・地域活動費において、補助金を執行するだけでは、学校管理費の不足分を補うなど事業目的から離れた執行につながり、事業効果の低下が懸念される。検証により効果を測定し、結果をもとに工夫改善することで、更に高い事業効果が期待できる。また、単年度事業としてだけでなく、複数年での計画に基づき段階的に学力を向上させる等、様々な方法を検討され、本市の学力向上に努められることを期待する。

○市指定研究校補助金

補助金額	662,000 円 (補助率100%) 注1
補助金の交付根拠	うるま市学校教育団体等補助金交付要綱
<p>団体の概要</p> <p>平成20年度から習得型授業「教えて考えさせる授業」の導入に取り組んでいる。市指定研究校は小中学校ともに4校で今年度も「わかる授業」づくりのため授業改善に努めている。</p>	

注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(1)団体の収支

(平成26年度)

(単位:円)

	項目		金額		項目		金額
	収入	支出			収入	支出	
	① 市補助金		662,000		① 事務費		422,000
	② 雑入		0		② 事業費		240,000
					・各学校運営費		240,000
	合計		662,000		合計		662,000
					収支残高		0

(2)是正すべき事項等

① 会計処理について改善を求めるもの

予算執行において、支出伝票が起票されていない。誰が確認し支出がなされたのか責任の所在が不明確である。予算執行の際には、支出伝票を起票し(システムである必要はない)、適切な決裁権者の決裁を受けて執行するよう改善を急がれたい。

第6 意見

補助金交付団体については、毎年度4～5団体程度を選定し監査を行っている。毎年度経常的に補助金の交付を受けている団体や、今年度において新たに補助金交付の対象となった団体、事業補助を受ける団体、運営補助あるいはその両方を受ける団体等、各団体においてその内容は様々であるが、担当課による事業効果の適切な評価・検証が行われておらず、形式的に補助金が交付されている状況のものが多く見受けられる。

補助金の源泉は市民の税金である。交付に関しては必要性、公益性に留意しながら、内容の透明性を確保し、目的に対する効果の検証を行い、市民への説明責任を果たす必要があることを、担当課、補助金交付団体ともに再度認識する必要がある。

また、実績報告書の提出について、団体の総会で決算を確定した後に市へ提出されるケースが多々ある。市への実績報告は、補助金の使途報告であり、その報告書をもとに補助金額を確定させる為、場合によっては補助金が減額となることもありうる。団体は、市へ実績報告を行い補助金が確定した後に、総会を開き決算を確定するのが本来の流れであるということも団体、担当課ともに再確認されたい。

補助金は既得権化するものではなく、補助しなければならない事業や金額等は、社会構造やライフスタイルの変化等に合わせ常に変化していくものである。今後、事務事業評価等で、各補助金交付事業について、しっかりと効果が検証されることを期待する。併せて、類似する他の事業との統合や効率化についても、市全体事業から考察され、補助金はその目的を達成するため、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努められることを切望する。